

民放労連

MINPOROREN

日本民間放送労働組合連合会

〒160-0008 東京都新宿区三栄町17 木原ビル TEL.03(3355)0461
(1部50円・総合員は総合費から認められます。)

編集人 岩崎 貞明

[インターネット民放労連ホームページ]

http://www.minpororen.jp

「セクハラ問題」 民放労連も行動

被害者は守れ! ハラスメントは根絶へ!

女性協・抗議文書送付 民放連へ申入れ

財務次官による女性記者に対するセクハラ言動に對し、民放労連は4月18日に財務省、政府に抗議する文書を公表した（別掲）。また4月25日、民放連に對し「ハラスメント根絶」に向けた申し入れをおこなった（申入書別掲）。申入れは齋田書記長と脇山常任中執が民放連事務局に出向き、応対した竹内会長と説明のあと、短時間ではあるが意見交換をおこなつた。意見交換では齋田書記長が「社員はもとより、立場の弱い派遣やアルバイト、ブロタクションなどの労働

クハラなどについても、これを機会に襟を正して取り組んでいかなくてはならない。事務局として何ができるかを考えていきた。民放労連からは、「パワハラだけではなくセ



写真は「セクハラ被害者バッシングを許さない！ 4.23緊急院内集会」

者が安心して相談できる体制作りと、相談者の側に立った親身な対応」との求めに対し、竹内会長室長は「パワハラだけではなくセ

放送業界からハラスメントを根絶するには、民放連が主導的立場で取り組む必要があることを改めて強く申入れた。

2018年4月25日
一般社団法人日本民間放送連盟
会長 井上 弘 殿

日本民間放送労働組合連合会
中央執行委員長 赤塚才ホロ

「ハラスメント」根絶に向けた緊急申し入れ

財務省事務次官によるテレビ朝日女性記者へのセクシャル・ハラスメントがあったとして、大きな社会問題となっています。アメリカでのハリウッド女優などに対するセクシャル・ハラスメントが、ソーシャルメディアで「#Me Too」として全世界に広がりを見せていることからも、私たちはジャーナリズムに携わる労働者として看過できません。そして、今回の問題に限らず、民放産業内でも職場や仕事でセクハラ、パワハラ、マタハラなどで心身に大きな影響を受けて、休職や退職に追込まれている例があります。

私たち民放労連は、運動方針で「あらゆる性差別やハラスメントに反対し、職場での周知徹底と研修を進め、相談窓口の設置と相談者の側に立った具体的な救済措置」を経営者に要求しています。これは、放送で働くすべての労働者と、その労働者が働くすべての職場や場所が対象です。そして相談者のプライバシー保護はもとより、その相談事案に対する最大限の救済措置を求めていきます。

各社では法令に則り、相談窓口の設置と担当者を配置しているものと考えますが、各種ハラスメントは被害者と加害者で意識の違いが大きく、相談窓口担当者の意識の違いもその後の対応に大きく影響します。相談窓口担当者には義務・兼任が多い現状を考えると、日々の仕事の忙しさの中でハラスメントに対する教育と研修、そして相談者への対応がおぎなりにならないでしょうか。

今回の事例を、個人的な問題あるいは個別の放送局の問題だと矮小化するのではなく、民放産業全体を取り組まねばならない重要な課題であると捉え、個人の尊厳を著しく傷つける行為である各種ハラスメントに対し、民間放送各社を東ねる貴連盟が強いリーダシップを發揮して、ハラスメント根絶に向けて取り組まれるよう強く申し入れます。

財務次官セクハラ疑惑と政府の対応に強く抗議する

2018年4月18日

民放労連女性協議会

日本民間放送労働組合連合会

週刊誌の報道に端を発した財務省・福田淳一事務次官による女性記者へのセクシャル・ハラスメント疑惑に關し、麻生太郎財務大臣並びに財務省は女性の人権を軽視し、報道機関への圧力ともとれる対応を継続している。民放労連女性協議会と民放労連は、財務省の対応に強く抗議する。また、各メディア企業に対しては、被害者保護のためにあらゆる対策を講じるよう求める。

一、福田次官、麻生大臣、財務省の対応について

財務省が顧問契約を結ぶ弁護士事務所に被害者本人から名乗り出るよう求めている点について、強く抗議する。「調査協力要請」は記者に求められる取材源の秘密の観点からも到底信じられるものではない。さらに、名乗り出るという行為は、取材者としての立場を揺るがすものである上、プライバシーが保証されるのかも明確ではない。これは、セクハラの二次被害を生み出すとともに、報道機関への圧力・攻撃になる。麻生大臣は、福田次官のセクハラ疑惑が報道された当初、調査をしないという方針を示した。その後も、被害者女性が名乗り出ない限り事実認定が難しいとの考え方を示すなど、セクハラ被害を真剣に受け止めない態度を続けており、到底看過できるものではない。このような姿勢は、被害者があたかも加害者であるかのように扱う風潮を助長し、被害者の立場を著しく貶めるものである。

「女性活躍」を掲げてきた安倍政権であるはずなのに、一連の政府の対応を見ると「女性の人权」を軽んじているようにしか見えない。「女性活躍」をうたう政権として、その基盤となる「女性の人权」に真摯に向き合う事が求められている。政府はまず、福田次官への事情聴取・事実確認を行い、さらに、同様のセクハラが他の省庁でも行われていないか徹底的に調べるべきである。

二、報道機関である企業の取るべき対応について

私たちは、セクハラへの徹底した対策を各社に要求する。放送局の現場で働く多くの女性は、取材先や、制作現場での関係悪化をおそれ、セクハラに相当する発言や行動が繰り返されてもうまく受け流す事を暗に求められてきた。たとえ屈辱的な思いをしても誰にも相談できないのが実態だ。この問題はこれ以上放置してはいけない。記者やディレクター、スタッフ、そして出演者らが受けたセクハラは後を絶たないので、被害を受けたと安心して訴え出られるような環境も整っていない。このような歪みを是正しなければ、健全な取材活動、制作活動は難しくなる。

決して、被害を訴えた側が責められるようなことになってはならない。「それくらい我慢するべきだ」「しょうがない」など個々人に負担を強いる指示や黙認は、セクハラを傍観し、容認する態度であり、到底許されない。

視聴者の半数は女性である。本来、伝え手である記者やディレクター、スタッフ、出演者は受け手と同じ比率で女性がいるべきであるが、現段階では二割程度にとどまっており、現場を指揮する意思決定層に至ってはほとんど女性がいない現実がある。本件のような問題に際して「現場に女性を出すな」といった安易な対応は、取ってはならない。

第55回 全国女性のつどい in 熊本 幸せになるモン！ 火の国で燃やせ 働く女性の底力 ～1人のためにできること～

九州地連女性協が担当する今回の女性のつどいは、熊本で開催します。

【日時】 6月23日（土）

13時～21時（全体会・分科会・交流会）

6月24日（日）

10時～14時半（被災地見学ツアー）

【会場】 熊本市国際交流会館

〒860-0806 熊本市中央区花畠町4-18

【スケジュール（予定）】

● 6月23日（土）

基調講演 田尻由貴子さん（元慈恵病院 看護部長）

「ゆりかごから見える現代の女性をとりまく環境」（仮）

分科会

(1) 「女性・ママとして今、わたしたちにできること

～東日本大震災・熊本地震の教訓から学ぼう」

講師：柳原 志保さん（歌うママ防災士）

(2) 「7男3女！岸さん一家 信子母さんの子育て術（仮）」

講師：岸 信子さん（10人の母、7人の孫のばあば）

(3) 「自分を知って、もっと元気にイキイキと！」

講師：渡邊 賀子さん（医師・「冷え症外来」を開設）

(4) 「夢を叶えるライフプラン」

講師：待鳥 弘子さん（ファイナンシャルプランナー）

(5) 「それぞれ違う立場の周りとも分かり合える

自分らしい働き方とは」

講師：白梅 栄子さん（産業カウンセラー）

● 6月24日（日） 熊本地震 被災地見学ツアー

①半日コース 熊本城見学

②午後までゆっくりコース（30名限定）

バスで被災地をまわるツアー

詳細は発文書、女性協サイト <http://www.minpororen.jp/women/> でご確認ください。